

新	旧
<p data-bbox="397 575 1299 653">用地調査等共通仕様書 <b>(削除)</b></p> <p data-bbox="774 1136 952 1167">令和8年4月</p> <p data-bbox="724 1371 982 1423">愛媛県</p>	<p data-bbox="1679 575 2522 653">用地調査等共通仕様書 <b>(案)</b></p> <p data-bbox="2021 1136 2199 1167">令和7年4月</p> <p data-bbox="1970 1371 2228 1423">愛媛県</p>

新	旧
<p>別記 2</p> <p style="text-align: center;">成果物一覧表</p> <p>別記 2</p> <p style="text-align: center;">成 果 物 一 覧 表</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 用地調査等業務の施行にあたり使用する用紙等の様式等については、次表に定めるところによる。</li> <li>2 各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は 2 部、他は 1 部とする。</li> <li>3 成果物の様式等については次表のとおりとする。</li> <li>4 次表に定めのない様式等については、特記仕様書又は監督員の指示による。</li> </ol>	<p>別記 2</p> <p style="text-align: center;">成果物一覧表</p> <p>別記 2</p> <p style="text-align: center;">成 果 物 一 覧 表</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>4 用地調査等業務の施行にあたり使用する用紙等の様式等については、次表に定めるところによる。</li> <li>5 各成果物の提出部数は、土地調書及び物件調書は 2 部、他は 1 部とする。</li> <li>6 成果物の様式等については次表のとおりとする。</li> <li>4 次表に定めのない様式等については、特記仕様書又は監督員の指示による。</li> </ol>

		63	建物補償額算定表	A-4	
第6章・別記7-1関係	機械設備の調査・積算		機械設備調査表	A-4	様式については、別記7-1「機械設備調査算定要領様式1-①～様式第8」による。
			機械設備算定内訳書(総括表)	〃	
			機械設備算定内訳書(復元工事費又は再築工事費)	〃	
			機械設備算定内訳書(撤去費)	〃	
			機械設備直接工事費明細書	〃	
			機械設備据付工数等計算書	〃	
			機械設備運搬台数計算書	〃	
	機械設備見積比較表	〃			
第6章・別記7-2関係	工作物の調査・積算	64	工作物調査表	A-4	
		65	工作物移転料算定表	〃	
第6章別記7-3関係	附帯工作物の調査・算定		附帯工作物調査表	A-4	附帯工作物調査算定要領第5条
			附帯工作物補償額算定表	A-4	附帯工作物調査算定要領第8条
			附帯工作物補償額比較表	A-4	附帯工作物調査算定要領第8条
第6章・別記8関係	石綿調査算定		石綿施工状況図	A-4、A-3又はA-2のうちいずれか	石綿調査算定要領第5条
			写真撮影方向図		
			石綿調査表	A-4	石綿調査算定要領第4条
			調査承諾確認書	A-4	石綿調査算定要領第6条
第6章・別記9関係	立竹木の調査・積算	66-1	立竹木調査表	A-4	立竹木要領第5条
		66-2	用材林標準地調査表兼集計表	〃	〃
		66-3	収穫樹(園栽培)管理程度補正表	〃	立竹木要領第10条
		66-4	管理程度補正判定表	〃	〃
		67	立竹木補償金算定表	〃	〃
第6章・別記10	墳墓の調査・積算		墳墓配置図	A-4	改葬及び祭し料要領第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		(68-1)	墓地管理者調査表	〃	改葬及び祭し料要領第4条
		(68-2)	墓地使用(祭し)者調査表	〃	〃
			墳墓配置図	A-4	改葬及び祭し料要領第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。

		63	建物補償額算定表	A-4	
第6章・別記7-1関係	機械設備の調査・積算		機械設備調査表	A-4	様式については、別記7-1「機械設備調査算定要領様式1-①～様式第8」による。
			機械設備算定内訳書(総括表)	〃	
			機械設備算定内訳書(復元工事費又は再築工事費)	〃	
			機械設備算定内訳書(撤去費)	〃	
			機械設備直接工事費明細書	〃	
			機械設備据付工数等計算書	〃	
			機械設備運搬台数計算書	〃	
	機械設備見積比較表	〃			
第6章・別記7-2関係	工作物の調査・積算	64	工作物調査表	A-4	
		65	工作物移転料算定表	〃	
第6章別記7-3関係	附帯工作物の調査・算定		附帯工作物調査表	A-4	附帯工作物調査算定要領第5条
			附帯工作物補償額算定表	A-4	附帯工作物調査算定要領第8条
			附帯工作物補償額比較表	A-4	附帯工作物調査算定要領第8条
第6章・別記8関係	石綿調査算定		石綿施工状況図	A-4、A-3又はA-2のうちいずれか	石綿調査算定要領第5条
			写真撮影方向図		
			石綿調査表	A-4	石綿調査算定要領第4条
			調査承諾確認書	A-4	石綿調査算定要領第6条
第6章・別記9関係	立竹木の調査・積算	66-1	立竹木調査表	A-4	立竹木要領第5条
		66-2	収穫樹(園栽培)管理程度補正表	〃	立竹木要領第10条
		66-3	管理程度補正判定表	〃	〃
		67	立竹木補償金算定表	〃	〃
第6章・別記10関係	墳墓の調査・積算		墳墓配置図	A-4	改葬及び祭し料要領第5条 本規格により難しい場合は、適宜の大きさとする。
		(68-1)	墓地管理者調査表	〃	改葬及び祭し料要領第4条
		(68-2)	墓地使用(祭し)者調査表	〃	〃
		68-3	墓碑類調査表	〃	〃

関係		68-3	墓 碑 類 調 査 表	”	” カロート等で標準書が適用できないものについては、移設費等の積算に必要な図面の作成を要する。
		69-1	改 葬 補 償 金 算 定 書	”	改葬及び祭し料要領第7条、8条
		69-2	改 葬 料 算 定 表		
		69-3	祭 し 料 算 定 書		

					カロート等で標準書が適用できないものについては、移設費等の積算に必要な図面の作成を要する。			
					69-1	改 葬 補 償 金 算 定 書	”	改葬及び祭し料要領第7条、8条
					69-2	改 葬 料 算 定 表		
					69-3	祭 し 料 算 定 書		

新	旧
<p>別記7-2</p> <p style="text-align: center;">工作物調査算定要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この要領は、原則として、仕様書第4条第3号の「表2工作物区分」に掲げる生産設備及び庭園（以下この要領において「工作物」という。）の調査算定に適用するものとする。</p> <p>なお、この要領によりがたい場合は、監督員の指示により、非木造要領、機械設備要領又は附帯工作物要領を準用するものとする。</p>	<p>別記7-2</p> <p style="text-align: center;">工作物調査算定要領</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第2条 この要領は、原則として、仕様書第4条第3号の「表2工作物区分」に掲げる生産設備及び庭園（以下この要領において「工作物」という。）の調査算定に適用するものとする。</p> <p>なお、この要領によりがたい場合は、監督員の指示により、非木造要領又は機械設備要領を準用するものとする。</p>

新	旧																										
<p>別記 9-2</p> <p style="text-align: center;"><b>立竹木調査算定要領 (2)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(調査)</p> <p>第 1 条 用材林又は収穫樹の調査は、立竹木要領 (1) 第 3 条により行うほか、次の各号によるものとする。</p> <p>一 用材林</p> <p>(1) 立竹木要領第 3 条第 2 号 (3) の調査に基づく標準地の調査及び集計は、立竹木要領に定める様式に加え、用材林標準地調査兼集計表 (様式第 66-2 号) を作成するものとする。</p> <p>(2) 立竹木要領 (1) 第 3 条第 2 号 (4) の調査に基づく用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">判 定 基 準</th> <th colspan="2">下刈り、枝打ち等の状況</th> </tr> <tr> <th>良</th> <th>否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝あたりの植栽本数からの判断</td> <td>1 0 0 %</td> <td>適正</td> <td>適正</td> </tr> <tr> <td>1 0 0 %未満</td> <td>適正</td> <td>未管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理程度の判断にあたっては、管理程度補正判定表 (様式第 66-3 号) を作成するものとする。</p> <p>(3) 天然生林の調査は、次による。</p> <p>イ 胸高直径が 31 cm未満の場合は、樹種、本数及び胸高直径を調査する。</p> <p>ロ 胸高直径が 31 cm以上の場合は、樹種、本数、胸高直径及び材積を調査する。</p> <p>なお、材積の算出は監督職員との協議による。</p> <p>二 収穫樹</p> <p>イ 園栽培の場合は、取得用地の面積又は監督職員の指示により植栽本数を調査する。</p> <p>ロ 散在樹の場合は、本数を調査する。</p>	判 定 基 準		下刈り、枝打ち等の状況		良	否	標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝あたりの植栽本数からの判断	1 0 0 %	適正	適正	1 0 0 %未満	適正	未管理	<p>別記 9-2</p> <p style="text-align: center;"><b>立竹木調査算定要領 (2)</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>(調査)</p> <p>第 2 条 用材林又は収穫樹の調査は、立竹木要領 (1) 第 3 条により行うほか、次の各号によるものとする。</p> <p>一 用材林</p> <p>(1) 立竹木要領 (1) 第 3 条第 2 号 (3) の調査に基づく用材林の管理程度の判断は、下刈り、枝打ち等の状況及び標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝当たりの植栽本数からの判断によるものとし、次表の定めるところによる。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">判 定 基 準</th> <th colspan="2">下刈り、枝打ち等の状況</th> </tr> <tr> <th>良</th> <th>否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝あたりの植栽本数からの判断</td> <td>1 0 0 %</td> <td>適正</td> <td>適正</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 0 0 %未満</td> <td>適正</td> <td>未管理</td> </tr> </tbody> </table> <p>管理程度の判断にあたっては、管理程度補正判定表 (様式第 66-3 号) を作成するものとする。</p> <p>(2) 天然生林の調査は、次による。</p> <p>イ 胸高直径が 31 cm未満の場合は、樹種、本数及び胸高直径を調査する。</p> <p>ロ 胸高直径が 31 cm以上の場合は、樹種、本数、胸高直径及び材積を調査する。</p> <p>なお、材積の算出は監督職員との協議による。</p> <p>二 収穫樹</p> <p>イ 園栽培の場合は、取得用地の面積又は監督職員の指示により植栽本数を調査する。</p> <p>ロ 散在樹の場合は、本数を調査する。</p>	判 定 基 準	下刈り、枝打ち等の状況		良	否	標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝あたりの植栽本数からの判断	1 0 0 %	適正	適正		1 0 0 %未満	適正	未管理
判 定 基 準			下刈り、枝打ち等の状況																								
		良	否																								
標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝あたりの植栽本数からの判断	1 0 0 %	適正	適正																								
	1 0 0 %未満	適正	未管理																								
判 定 基 準	下刈り、枝打ち等の状況																										
	良	否																									
標準書の管理程度補正率表を基とした 1 畝あたりの植栽本数からの判断	1 0 0 %	適正	適正																								
	1 0 0 %未満	適正	未管理																								

新	旧																																
別記 9-1  <b>立竹木調査算定要領 (1)</b>  <b>第 1 章 総 則</b>  第 1 条 省略  (立竹木の区分) 第 2 条 調査算定に <b>当たり</b> 、立竹木は表 1 のとおり区分するものとする。 表 1	別記 9-1  <b>立竹木調査算定要領 (1)</b>  <b>第 1 章 総 則</b>  第 1 条 省略  (立竹木の区分) 第 2 条 調査算定に <b>あたり</b> 、立竹木は表 1 のとおり区分するものとする。 表 1																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭 木 等</td> <td>                             まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。                              A 観賞樹                              鑑賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。                              ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が<b>おおむね</b>明らかで、樹高が大きくなるものをいう。                              ②～⑤ 省略                              B～G 省略                         </td> </tr> <tr> <td>用 材 林</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>薪 炭 林</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>収 穫 樹</td> <td>                             A 果樹                              りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。                              ①園 栽 培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。                              ②散 在 樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内<b>あるいは</b>田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。                              B 省略                         </td> </tr> <tr> <td>竹 林</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>苗木（植木畑）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>その他の立木</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 鑑賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が <b>おおむね</b> 明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤ 省略 B～G 省略	用 材 林	省略	薪 炭 林	省略	収 穫 樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園 栽 培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散 在 樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内 <b>あるいは</b> 田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 省略	竹 林	省略	苗木（植木畑）	省略	その他の立木	省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">判 断 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>庭 木 等</td> <td>                             まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。                              A 観賞樹                              鑑賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。                              ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が<b>概ね</b>明らかで、樹高が大きくなるものをいう。                              ②～⑤ 省略                              B～G 省略                         </td> </tr> <tr> <td>用 材 林</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>薪 炭 林</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>収 穫 樹</td> <td>                             A 果樹                              りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。                              ①園 栽 培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。                              ②散 在 樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内<b>或いは</b>田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。                              B 省略                         </td> </tr> <tr> <td>竹 林</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>苗木（植木畑）</td> <td>省略</td> </tr> <tr> <td>その他の立木</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	判 断 基 準	庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 鑑賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が <b>概ね</b> 明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤ 省略 B～G 省略	用 材 林	省略	薪 炭 林	省略	収 穫 樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園 栽 培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散 在 樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内 <b>或いは</b> 田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 省略	竹 林	省略	苗木（植木畑）	省略	その他の立木	省略
区 分	判 断 基 準																																
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 鑑賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が <b>おおむね</b> 明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤ 省略 B～G 省略																																
用 材 林	省略																																
薪 炭 林	省略																																
収 穫 樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園 栽 培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散 在 樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内 <b>あるいは</b> 田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 省略																																
竹 林	省略																																
苗木（植木畑）	省略																																
その他の立木	省略																																
区 分	判 断 基 準																																
庭 木 等	まつ、かや、まき、つばき等の立木で、観賞上の価値又は防風、防雪その他の効用を有する住宅、店舗、工場等の敷地内に植栽されているもの（自生木を含み、庭園及び墳墓を構成するものを除く。）をいい、次に掲げる種別により区分する。 A 観賞樹 鑑賞上の価値を有すると認められる立木であって、高木（針葉樹及び広葉樹）、株物、玉物、生垣、特殊樹（観賞用竹を含む）をいう。 ①高 木 モミジ、ハナミズキなどのように主幹と側枝の区分が <b>概ね</b> 明らかで、樹高が大きくなるものをいう。 ②～⑤ 省略 B～G 省略																																
用 材 林	省略																																
薪 炭 林	省略																																
収 穫 樹	A 果樹 りんご、みかん等の立木で果実等の収穫を目的としているものをいい、栽培方法の差異による区分は次のとおり。 ①園 栽 培 一団の区画内（果樹園等）において、集約的かつ計画的に肥培管理を行って栽培しているものをいう。 ②散 在 樹 園栽培以外の収穫樹、例えば宅地内 <b>或いは</b> 田・畑の畦畔、原野及び林地等に散在するものをいう。 B 省略																																
竹 林	省略																																
苗木（植木畑）	省略																																
その他の立木	省略																																

## 第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各号により行うものとする。

一 庭木等の調査

(一) 省略

(二) 庭木等の調査は、表2により行うものとする。

表2

区分	細区分	単位	調査事項	備考
観賞樹	高木	省略	省略	幹周が10センチメートル未満のものについては樹高も調査する。
	株物	省略	省略	
	玉物	省略	省略	
	生垣	省略	省略	
	特殊樹	省略	省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤシ類、ソテツ類、シュロ類及びユッカ類は、幹高を調査する。</li> <li>・トックリヤシは、玉周を調査する</li> <li>・ヒルギ類は、樹高を調査する。</li> <li>・株立性ヤシ類及びタコノキ類は、葉長点高を調査する。</li> <li>・リュウゼツラン及び竹類は、高さを調査する。</li> <li>・藤本類は、幹周を調査する。ただし、幹周が10センチメートル未満のものについては樹高も調査する。</li> </ul>
利用樹		省略	省略	
風致木		省略	省略	
地被類・芝類・ツル性類		省略	省略	

(三) 幹周等の計測は、次のとおりとする。

ア 幹周は、樹木の地上1.2メートルの部分で測定する。ただし、特殊な形態で数本に幹分れしている場合は、幹周の総和に0.7を乗じて表す。

イ～ケ 省略

(四)～(六) 省略

## 第2章 調査及び調査表等の作成

(調査)

第3条 立竹木の調査は、次の各号により行うものとする。

一 庭木等の調査

(一) 省略

(二) 庭木等の調査は、表2により行うものとする。

表2

区分	細区分	単位	調査事項	備考
観賞樹	高木	省略	省略	幹周が10cm未満のものについては樹高も調査する。
	株物	省略	省略	
	玉物	省略	省略	
	生垣	省略	省略	
	特殊樹	省略	省略	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ヤシ類、ソテツ類、シュロ類及びユッカ類は、幹高を調査する。</li> <li>・トックリヤシは、玉周を調査する</li> <li>・ヒルギ類は、樹高を調査する。</li> <li>・株立性ヤシ類及びタコノキ類は、葉長点高を調査する。</li> <li>・リュウゼツラン及び竹類は、高さを調査する。</li> <li>・藤本類は、幹周を調査する。ただし、幹周が10cm未満のものについては樹高も調査する。</li> </ul>
利用樹		省略	省略	
風致木		省略	省略	
地被類・芝類・ツル性類		省略	省略	

(三) 幹周等の計測は、次のとおりとする。

ア 幹周は、樹木の地上1.2mの部分で測定する。ただし、特殊な形態で数本に幹分れしている場合は、幹周の総和に0.7を乗じて表す。

イ～ケ 省略

(四)～(六) 省略

## 二 用材林の調査

- (一) 毎木調査又は標準地調査を実施するものとする。
- (二) 毎木調査により調査を実施する場合、次により行うものとする。
- ア 所有者ごとに、樹種、本数、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査するものとする。
- なお、同一の所有者において複数の林齢が存する場合は、林齢ごとに調査するものとする。
- イ 胸高直径は、原則として、用材林の地上部1.2メートルの部分における直径とし、計測の位置に枝節・こぶ等があり異形をなすものについては、枝節・こぶ等の上下を計測し平均するものとする。
- ウ 調査地が傾斜地の場合は、斜面の上部（山側）地際から測定する。
- エ 胸高点の下方から樹幹が分岐しているものはそれぞれ独立木として調査する。
- オ 林齢の調査は、都道府県が整備している森林簿等の写し、又は、所有者からの聞き取り等による。
- (三) 毎木調査と同等の精度が得られると認められる場合には、標準地調査により調査を実施できるものとし、次により行うものとする。
- ア 所有者ごとに、当該土地に植栽されている立木を林相ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定する。
- イ アで定めた区域内で標準と認められる範囲（標準地）を定め、当該範囲内について(二)アないしオにより調査する。なお、標準地1箇所の最低面積は100平方メートル程度とし、複数箇所を定めて調査を行うものとする。
- ウ 各標準地の調査から得られた結果に基づき、次により、アで定めた区域のうち、取得等部分の数量を推定（推定本数）する。
- 推定本数＝各標準地の調査結果を樹種、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林ごとに集約した本数×(A/a)
- A：アで定めた区域のうちの取得等面積
- a：各標準地の合計面積
- (A/a)は小数点以下第3位（小数点以下第4位四捨五入）まで求め、推定本数は整数（小数点以下第1位四捨五入）とする。
- (四) 細則第5第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、おおむね10年以上間伐等を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい、(下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1ヘクタール当たりの植栽本数が、2齢級（10年）以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合)、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。
- ア 同一樹種で所有者及び林齢を同じくする一団の土地ごとに、標準的な立木の生育状況にあると判断される100平方メートル程度の範囲において調査した植栽本数を基に1ヘクタール当たりの植栽本数に換算し、その植栽本数が当該地域における2齢級（10年）以前の適正本数が否かを調査する。
- なお、2齢級（10年）以前の適正本数は、当該地域における実情を基に決定する。
- イ 省略

## 二 用材林の調査

- (一) 所有者ごとに、原則として、毎木調査により、樹種、本数、胸高直径、林齢（又は植林年次）、人工林・天然生林の別、管理の状況等を調査するものとする。
- なお、同一の所有者において複数の林齢が存する場合は、林齢ごとに調査するものとする。
- ア 胸高直径は、原則として、用材林の地上部1.2mの部分における直径とし、計測の位置に枝節・こぶ等があり異形をなすものについては、枝節・こぶ等の上下を計測し平均するものとする。
- イ 調査地が傾斜地の場合は、斜面の上部（山側）地際から測定する。
- ウ 胸高点の下方から樹幹が分岐しているものはそれぞれ独立木として調査する。
- エ 林齢の調査は、都道府県が整備している森林簿等の写し、又は、所有者からの聞き取り等による。
- (二) 毎木調査を行うことが困難であると認められる場合又は標準地調査により毎木調査と同等の精度が得られると認められる場合には、標準地調査法により調査を実施できるものとし、次により行うものとする。
- ア 所有者ごとに、当該土地に植栽されている立木を樹種ごとに一括して取扱うことが相当と認められる区域を決定し、調査する。ただし、同樹種区域であっても立木の粗密度、径級、配置、成育状況及び植林年次が異なっていると認められる場合には、これらが異なるごとの範囲を区分し、調査する。
- イ アで定めた区域内で最も標準と認められる範囲（標準地）1,000平方メートル程度を定め、当該範囲内にある樹種名、胸高直径、本数及び林齢（又は植林年次）を調査する。
- なお、一で定めた区域が、5,000平方メートル程度以下の場合には、標準地の面積を当該区域面積の10パーセント程度をもって行うものとする。
- (三) 細則第5第4項に規定する間伐等が適切な時期に実施されていないため、適正な立木密度が確保されていないと認められる場合とは、概ね10年以上間伐等を施しておらず、適正な立木密度が確保されていない山林をいい、(下刈り、枝打ち等が十分に行われていない状況で、かつ、当該立木の1haあたりの植栽本数が、2齢級（10年）以前の適正本数よりも上回っている状況のいずれにも該当する場合)、次の調査を行い管理程度を判断するものとする。
- ア 同一樹種で所有者及び林齢を同じくする一団の土地毎に、標準的な立木の生育状況にあると判断される約10m四方（100㎡程度）の範囲において調査した植栽本数を基に1haあたりの植栽本数に換算し、その植栽本数が当該地域における2齢級（10年）以前の適正本数が否かを調査する。
- なお、2齢級（10年）以前の適正本数は、当該地域における実情を基に決定する。
- イ 省略

三 省略

四 収穫樹の調査

(一) 所有者ごとに毎木又は取得等面積による樹種、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査するものとする。

(二)～(三) 省略

五 竹林の調査

(一) 省略

(二) 竹林の調査は、原則、面積調査とし、品種及び調査区域内の標準的な竹の幹周等の調査を行うものとする。

なお、幹周は元口（切口の最下部）より1.2メートルの節間中央部を調査するものとする。

六～七 省略

第4条 省略

(調査表)

第5条 立竹木の調査表は、第3条の調査結果に基づき、様式第66-1号の立竹木調査表に、次の各号に掲げる補償額の算定に必要な項目を記載することにより作成するものとする。

一～八 省略

九 管理程度 1ヘクタール当たり用材林植栽本数、1ヘクタール当たり用材林当該林齡適正本数、下刈り、枝打ち等の状況、管理程度の判定

十～十一 省略

十二 その他 取得等地・残地の別、その他必要な事項

第6条～第9条 省略

## 第3章 算 定

(補償額の算定)

第10条 立竹木の補償額は、第2条の立竹木の区分ごとに立竹木補償額算定表（様式第67号）及び管理程度補正判定表（様式第66-3号）を用いて、算定した額とする。

三 省略

四 収穫樹の調査

(一) 所有者ごとに毎木又は取得面積による樹種、樹齡（又は植付年次）、管理の状況等を調査するものとする。

(二)～(三) 省略

五 竹林の調査

(一) 省略

(二) 竹林の調査は、原則、面積調査とし、品種及び調査区域内の標準的な竹の幹周等の調査を行うものとする。

なお、幹周は元口（切口の最下部）より1.2mの節間中央部を調査するものとする。

六～七 省略

第4条 省略

(調査表)

第5条 立竹木の調査表は、第3条の調査結果に基づき、様式第66-1号の立竹木調査表に、次の各号に掲げる補償額の算定に必要な項目を記載することにより作成するものとする。

一～八 省略

九 管理程度 1haあたり用材林植栽本数、1haあたり用材林当該林齡適正本数、下刈り、枝打ち等の状況、管理程度の判定

十～十一 省略

十二 その他 起業地・残地の別、その他必要な事項

第6条～第9条 省略

## 第3章 算 定

(補償額の算定)

第10条 立竹木の補償額は、第2条の立竹木の区分毎に立竹木補償額算定表（様式第67号）及び管理程度補正判定表（様式第66-3号）を用いて、算定した額とする。







